



		介護老人保健施設の開設	※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	
社会福祉法人 (注2)	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	社会福祉事業の実施	厚生労働大臣(2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う社会福祉法人) ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生局長に委任	403 (35)
			都道府県知事	5,245 (17)
健康保険組合	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険の保険者として、組合員である被保険者の保険を管掌	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	1,420 (31)
厚生年金基金 (注3)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)	加入員への老齢年金給付の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	556 (28)
国民年金基金 (注4)	国民年金法(昭和34年法律第141号)	加入員への老齢年金給付の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	地域型 47 (9) 職能型 25 (7)
企業年金基金	確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)	加入者への老齢給付金の支給	厚生労働大臣 ※ 厚生労働大臣の権限の一部を地方厚生(支)局長に委任	603 (26)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)	廃棄物の海面埋立てによる広域的処理及びこれによる港湾の整備	環境大臣及び国土交通大臣	1 (1)

(注) 1 「所管法人数」は、平成25年4月1日現在(ただし、学校法人は25年5月1日現在)である。

また、( )内は、今回当省が調査した法人数である。

2 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)により、2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可等に係る事務・権限は、「自治事務」として都道府県に移譲することとされている。また、地方厚生局長が所轄庁である社会福祉法人の定款の申請及び認可等に係る事務・権限は、「法定受託事務」として都道府県に移譲することとされている。

3 厚生年金基金は、公的年金たる厚生年金保険の一部を国に代わって支給(代行給付)することを特徴としているが、資産運用状況の悪化等から、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない法人の問題が顕在化し、さらに、平成24年2月の投資顧問会社による年金資産消失問題の発覚により、この問題が深刻化した。このような事態を受けて、厚生年金基金から他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うものとして、平成25年6月に、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正

表1-7

表1-8

する法律（平成 25 年法律第 63 号）が公布された。同法の施行により、平成 26 年 4 月以降は厚生年金基金の新設を行うことができなくなるほか、5 年間の時限措置として、解散等に係る特例措置が講じられた。

なお、当該法律による厚生年金保険法及び確定給付企業年金法の一部改正により、両法における厚生年金基金に係る規定は削除された。

4 国民年金基金には、「地域型基金」と「職能型基金」とがある。地域型基金は、当該基金の地区内に住所を有する国民年金第 1 号被保険者をもって都道府県に 1 個組織される。また、職能型基金は、同種の事業又は業務に従事する国民年金第 1 号被保険者をもって同種の事業又は業務につき全国で 1 個組織される。

5 広域臨海環境整備センター法において、設立される法人の数は限定されていないが、同法施行後、認可を受けて設立されたのは大阪湾広域臨海環境整備センターのみである。

次に、これら 8 類型の設立認可法人ごとに、所轄庁による認可や監督に関する事務・権限を整理した結果は、表 2 のとおりである。

表 2 今回調査対象とした 8 類型の設立認可法人に対する  
所轄庁による認可や監督に関する事務・権限

法人類型	事務・権限	審査基準
学校法人	<b>【私立学校法】</b> ○学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可（第 31 条第 1 項） ○寄附行為の変更の認可（第 45 条第 1 項） <b>【私立学校振興助成法】</b> ○同法の規定により助成を受ける学校法人に対する報告徴収等（第 12 条第 1 号） ○当該学校法人が学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合は是正命令（同条第 2 号） ○当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合の必要な変更をすべき旨の勧告（同条第 3 号）	○
医療法人	<b>【医療法】</b> ○医療法人の設立の認可（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 44 条第 1 項） ○定款又は寄附行為の変更の認可（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 50 条第 1 項） ○医療法人に対する報告徴収及び立入検査（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 63 条第 1 項） ○医療法人に対する措置命令（第 68 条の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 64 条第 1 項）	○
社会福祉法人	<b>【社会福祉法】</b> ○社会福祉法人の設立に係る定款の認可（第 31 条第 1 項） ○定款の変更の認可（第 43 条第 2 項において準用する第 31 条第 1 項） ○社会福祉法人に対する報告徴収及び検査（第 56 条第 1 項） ○社会福祉法人に対する措置命令（第 56 条第 2 項） ○助成がなされた社会福祉法人に対する報告徴収（第 58 条第 2 項第 1 号） ○当該社会福祉法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合の必要な変更をすべき旨の勧告（同条同項第 2 号）	○

表 1 - 9

表 1 - 10

表 1 - 11

	○当該社会福祉法人に対する交付した補助金等の返還命令 (同条第3項)		
健康保険組合	【健康保険法】 ○健康保険組合の設立の認可(第12条第1項) ○規約の変更の認可(第16条第2項) ○健康保険組合に対する報告徴収等(第29条第1項において準用する第7条の38第1項) ○健康保険組合に対する措置命令(第29条第1項において準用する第7条の39第1項)	—	表1-12
厚生年金基金	【厚生年金保険法】(注3) ○厚生年金基金の設立の認可(第111条第1項) ○規約の変更の認可(第115条第2項) ○厚生年金基金に対する報告徴収等(第178条第1項) ○厚生年金基金に対する措置命令(第179条第1項) ○厚生年金基金に対する規約の変更命令(同条第2項)	—	表1-13
国民年金基金	【国民年金法】 ○国民年金基金の設立の認可(第119条の3) ○規約の変更の認可(第120条第3項) ○国民年金基金に対する報告徴収等(第141条第1項) ○国民年金基金に対する措置命令(第142条第1項) ○国民年金基金に対する規約の変更命令(同条第2項)	—	表1-14
企業年金基金	【確定給付企業年金法】 ○企業年金基金の設立の認可(第3条第1項第2号) ○規約の変更の認可(第16条第1項) ○企業年金基金に対する報告徴収等(第101条第1項) ○企業年金基金に対する措置命令(第102条第1項) ○企業年金基金に対する規約の変更命令(第102条第2項)	○	表1-15
広域臨海環境整備センター	【広域臨海環境整備センター法】 ○広域臨海環境整備センターの設立の認可(第10条) ○定款の変更の認可(第6条第2項) ○基本計画の作成又は変更の認可(第20条第3項) ○広域臨海環境整備センターに対する報告徴収及び立入検査(第33条第1項) ○広域臨海環境整備センターに対する監督命令(第34条)	—	表1-16
<p>(注) 1 「事務・権限」欄については、当該法人の設立や運営に対する所轄庁の一般的な関与・監督に係る規定を取り上げた。</p> <p>2 「審査基準」欄の「○」は、当該法人の設立等の認可について、所轄庁は行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき審査基準を定めるものとされていることを示す。また、「—」は、当該法人の設立等の認可は行政手続法における「申請に対する処分」に係る規定が適用されない(同法第4条第2項第2号及び行政手続法施行令(平成6年政令第265号)第1条)ことを示す。</p> <p>3 厚生年金基金に係る厚生年金保険法の各規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の規定である。</p> <p>ここで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人について、その歴史の変遷等を概観すると、制度創設が大正11年と最も古い健康保険組合にあっても、当初から「許可主義」(一定の組織を備えた上に主務官庁の許可を受けることによって成立するもの)あるいは「準則主義」(一定の組織を備えてこれを公示しただけで成立するもの)ではなく「認可主義」(一定の組織を備えれ</p>			表1-17

ば必ず認可されて成立するもの)が採られていた。また、私立学校の経営を目的とする学校法人に関しても、私立学校の自主性と公共性の確保を目的として昭和24年に制定された私立学校法によって、一定の組織を備え、一定の財産を有すれば、所轄庁の認可によって成立することになり(ただし登記を要する。)、従前の制度(民法に基づく財団法人が経営)に比べ所轄庁の監督権限を制限するものとなった。ちなみに、社会福祉法人は、戦後の混乱期に既存の民間社会福祉事業を活用して戦争で傷付いた国民の救済を行うに当たり、日本国憲法第89条の規定に抵触せずに民間社会福祉事業に対して公的補助を行うために創設されることになり、昭和26年の社会福祉事業法(現在の社会福祉法)制定に当たり学校法人をモデルにしたとされている(注2)。

(注2) 我妻榮「新訂民法總則(民法講義I)」(昭和40年岩波書店)、「健康保険組合論(医療政策と健康保険組合の役割)の構築に関する調査研究」(平成22年5月健康保険組合連合会)、北場勉「社会福祉法人の沿革と今後の展望—他の公益・共益法人とのあり方の関連で—」(平成14年10月財団法人鉄道弘済会「社会福祉研究」第85号)等を参照

前述のとおり、これら8類型の設立認可法人は、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係があることから、一般的な株式会社等の形態の民間法人以上に健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる。当該法人においてこのような運営が確立されるためには、当該法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、所轄庁による適切な指導監督を通じてその実現が図られることが重要なのは言うまでもないが、加えて当該法人の側でも、そのガバナンスやディスクロージャーの仕組みを有効に機能させることが重要になってくると考えられる。

そこで、まずこれら8類型の設立認可法人ごとに、当該法人に置かれる機関としての役員(理事及び監事)の定数や財務諸表等の備置き等について、表3のとおり整理した。

表3 今回調査対象とした8類型の設立認可法人における役員(理事及び監事)の定数や財務諸表等の備置き等

法人類型	役員(理事及び監事)		財務諸表等の備置き等
	定数	職務・権限	
学校法人	<b>【理事】</b> 5人以上 <b>【監事】</b> 2人以上  <small>(私立学校法第35条第1項)</small>	<b>【理事】</b> ○理事長:学校法人を代表し、その業務を総理 ○理事長以外の理事:学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 ○理事会:学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督	<b>【備置き及び閲覧】</b> ○財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の各事務所への備置き及び利害関係人への閲覧 <small>(私立学校法第47条第2項)</small> → これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をした学校法人の理事は20万円以下の過料に処せられる <small>(私立学校法第66条第4号)</small>

表1-18

		<p>○議事の決定:理事会の議事は出席した理事の過半数で決する(可否同数の場合は議長(理事長)が決定)</p> <p>〈私立学校法第36条第2項及び第6項、第37条第1項及び第2項〉</p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○学校法人の業務又は財産の状況の監査、不正行為や重大な法令違反等を発見した場合の所轄庁又は理事会及び評議員会への報告、理事会での意見陳述等</p> <p>〈私立学校法第37条第3項〉</p>	<p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○貸借対照表、収支計算書、収支予算書等の所轄庁への届出(公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付)</p> <p>〈私立学校振興助成法第14条第2項及び第3項〉</p> <p>※私立学校振興助成法に基づき補助金の交付を受ける学校法人が該当</p>	
医療法人	<p><b>【理事】</b> 3人以上</p> <p><b>【監事】</b> 1人以上</p> <p>〈医療法第46条の2第1項〉</p>	<p><b>【理事】</b></p> <p>○理事長:医療法人を代表し、その業務を総理</p> <p>○業務の決定:医療法人の業務は理事の過半数で決する</p> <p>〈医療法第46条の4第1項及び第3項〉</p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○医療法人の業務又は財産の状況の監査、不正行為や重大な法令違反等を発見した場合の所轄庁又は社員総会若しくは評議員会への報告、理事に対する意見陳述等</p> <p>〈医療法第46条の4第7項〉</p>	<p><b>【備置き及び閲覧】</b></p> <p>○事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書等の各事務所への備置き及び社員若しくは評議員又は債権者への閲覧</p> <p>〈医療法第51条の2第1項〉</p> <p>→ これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をしたり、正当な理由なく閲覧を拒んだりした医療法人の理事は20万円以下の過料に処せられる</p> <p>〈医療法第76条第4号〉</p> <p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事の監査報告書等の所轄庁への届出</p> <p>〈医療法第52条第1項〉</p> <p>→ 当該届出をせず、又は虚偽の届出をした医療法人の理事は20万円以下の過料に処せられる</p> <p>〈医療法第76条第3号〉</p>	表1-19
社会福祉法人	<p><b>【理事】</b> 3人以上</p> <p><b>【監事】</b> 1人以上</p> <p>〈社会福祉法第36条第1項〉</p>	<p><b>【理事】</b></p> <p>○理事の代表権:理事は、全て社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する</p> <p>○業務の決定:社会福祉法人の業務は理事の過半数をもって決する</p> <p>〈社会福祉法第38条、第39条〉</p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況の監査、</p>	<p><b>【備置き及び閲覧】</b></p> <p>○事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらに関する監事の意見を記載した書面の各事務所への備置き及び利害関係人への閲覧</p> <p>〈社会福祉法第44条第4項〉</p> <p>→ これら書類の備置きを怠ったり、虚偽の記載等をしたりした社会福祉法人の理事は20万円以下の過料に処せられる</p> <p>〈社会福祉法第133条第4号〉</p> <p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○事業の概要、主要な財産の所有状</p>	表1-20

		不整の点を発見した場合の評議員会又は所轄庁への報告、理事に対する意見陳述等 〈社会福祉法第40条〉	況等の所轄庁への届出（貸借対照表及び収支計算書を添付） 〈社会福祉法第59条第1項〉	
健康保険組合	【理事】 偶数 【監事】 2人  〈健康保険法第21条第2項及び第4項〉	【理事】 ○理事長：健康保険組合を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行 ○業務の決定：健康保険組合の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） 〈健康保険法第22条第1項、第2項及び第3項〉 【監事】 ○健康保険組合の業務の執行及び財産の状況の監査 〈健康保険法第22条第4項〉	【備置き及び閲覧】 ○事業及び決算に関する報告書の主たる事務所への備置き及び組合員等への閲覧 〈健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第24条第2項及び第3項〉  【所轄庁への届出】 ○事業及び決算に関する報告書の厚生労働大臣への提出 〈健康保険法施行令第24条第1項〉	表1-21
厚生年金基金	【理事】 偶数 【監事】 2人  〈厚生年金保険法第119条第2項及び第4項〉	【理事】 ○理事長：厚生年金基金を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する厚生年金基金の業務を執行 ○業務の決定：厚生年金基金の業務は理事の過半数により決する（可否同数の場合は理事長が決定） 〈厚生年金保険法第120条第1項、第2項及び第3項〉 【監事】 ○厚生年金基金の業務の監査 ○理事長又は代議員会への意見提出 〈厚生年金保険法第120条第4項及び第5項〉	【備置き及び閲覧】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の主たる事務所への備置き及び加入員等への閲覧 〈厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第39条第2項及び第3項〉  【所轄庁への届出】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の厚生労働大臣への提出 〈厚生年金基金令第39条第1項〉	表1-22
国民年金基金	【理事】 一 （法令上の定めなし） 【監事】 2人	【理事】 ○理事長：国民年金基金を代表し、その業務を執行 ○理事：理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金の	【備置き及び閲覧】 ○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の主たる事務所への備置き及び加入員等への閲覧 〈国民年金基金令（平成2年政令第304号）第28条第2項及び第3項〉	表1-23

	<p>〈国民年金法第 124 条第 5 項〉</p>	<p>管理及び運用に関する国民年金基金の業務を執行</p> <p>○業務の決定:国民年金基金の業務は理事の過半数により決する(可否同数の場合は理事長が決定)</p> <p>〈国民年金法第 125 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項〉</p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○国民年金基金の業務の監査</p> <p>○理事長又は代議員会への意見提出</p> <p>〈国民年金法第 125 条第 4 項及び第 5 項〉</p>	<p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の厚生労働大臣への提出</p> <p>〈国民年金基金令第 28 条第 1 項〉</p>	
<p>企業年金基金</p>	<p><b>【理事】</b> 偶数</p> <p><b>【監事】</b> 2 人</p> <p>〈確定給付企業年金法第 21 条第 2 項及び第 4 項〉</p>	<p><b>【理事】</b></p> <p>○理事長:企業年金基金を代表し、その業務を執行</p> <p>○理事:理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する企業年金基金の業務を執行</p> <p>○業務の決定:企業年金基金の業務は理事の過半数により決する(可否同数の場合は理事長が決定)</p> <p>〈確定給付企業年金法第 22 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項〉</p> <p><b>【監事】</b></p> <p>○企業年金基金の業務の監査</p> <p>○理事長又は代議員会への意見提出</p> <p>〈確定給付企業年金法第 22 条第 4 項及び第 5 項〉</p>	<p><b>【備置き及び閲覧】</b></p> <p>○確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の確定給付企業年金の実施事業所又は企業年金基金の主たる事務所への備置き及び加入者等への閲覧</p> <p>〈確定給付企業年金法第 100 条第 2 項及び第 3 項〉</p> <p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の厚生労働大臣への提出</p> <p>〈確定給付企業年金法第 100 条第 1 項〉</p>	<p>表 1 - 24</p>
<p>広域臨海環境整備センター</p>	<p>— (法令上の定めなし)</p>	<p>《役員》</p> <p>○理事長:広域臨海環境整備センターを代表し、その業務を総理</p> <p>○副理事長:広域臨海環境整備センターを代表し、理事長を補佐して同センターの業務を掌理</p> <p>○理事:理事長及び副理事長を補佐して広域臨海環境整備センターの業務を掌理</p> <p>○監事:広域臨海環境整備センターの業務の監査、理事長、管理委</p>	<p><b>【備置き及び閲覧】</b></p> <p>— (法令上の定めなし)</p> <p><b>【所轄庁への届出】</b></p> <p>○貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の主務大臣等への提出(監事の意見書を添付)</p> <p>〈広域臨海環境整備センター法第 24 条第 1 項及び第 2 項〉</p>	<p>表 1 - 25</p>

	<p>員会又は主務大臣への意見提出  <small>(広域臨海環境整備センター法第 18 条第 1 項から第 5 項まで)</small></p>		
<p>(注) 1 医療法人の理事については、所轄庁の認可を受けた場合には 1 人又は 2 人の理事を置くことで足りるとされている (医療法第 46 条の 2 第 1 項ただし書)。</p> <p>2 社会福祉法人の役員の定数について、厚生労働省の「社会福祉法人審査基準」及び「社会福祉法人定款準則」では社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている (「3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し」参照)。</p> <p>3 「業務の決定 (議事の決定)」に関して、当該法人の業務は理事の過半数 (理事会の議事は出席した理事の過半数) で決するのが原則であるが、定款や寄附行為、規約に別段の定めがある場合には、当該定めによることとされている。</p> <p>4 厚生年金基金に係る厚生年金保険法の各規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の規定である。また、厚生年金基金令についても、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成 26 年政令第 73 号) による廃止前の規定である。</p> <p>なお、今回調査対象とした設立認可法人ごとの役員数、財務諸表等の届出・備置き等の状況、所轄庁ごとの認可の審査基準の定め・公表や指導監督基準の定め等の状況等については、資料編 (調査した設立認可法人及び所轄庁の概要) に記載した。</p>			

表 1-1 民法第 33 条の規定

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

（法人の成立等）

第 33 条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

- 2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

表 1-2 医療法人の所轄庁に関する規定

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第 68 条の 2 2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、（中略）第 44 条第 1 項（中略）第 50 条第 1 項から第 3 項まで（中略）中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」（中略）とする。

- 2 前項の規定により読み替えて適用される（中略）第 44 条第 1 項（中略）第 50 条第 1 項（中略）の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

○ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

第 43 条の 3 法第 71 条の 5 第 1 項及び令第 5 条の 23 第 1 項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。（後略）

一～四 （略）

五 法第 68 条の 2 の規定により読み替えて適用される（中略）第 50 条第 1 項及び第 3 項、第 52 条（中略）並びに第 64 条第 1 項に規定する権限

六～九 （略）

- 2 法第 71 条の 5 第 2 項及び令第 5 条の 23 第 2 項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。（後略）

（注） 下線は当省が付した。

表 1-3 社会福祉法人の所轄庁に関する規定

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（所轄庁）

第 30 条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二 第 109 条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

- 2 社会福祉法人でその行う事業が 2 以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所

轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

**○ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）（抄）**

（所轄庁）

第 13 条 第 2 条、第 3 条、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において所轄庁とあるのは、法第 30 条に規定する所轄庁とする。ただし、法第 30 条第 2 項に規定する法人（その行う事業が 2 以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、次に掲げるものを除く。）にあつては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長とする。

- 一 全国を単位として行われる事業
- 二 地域を限定しないで行われる事業
- 三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- 四 前各号に類する事業

（注） 下線は当省が付した。

表 1-4 学校法人の事務の区分に関する規定

**○ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）**

（事務の区分）

第 65 条の 3 第 26 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 31 条第 1 項（第 64 条第 5 項及び第 7 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項（第 32 条第 2 項、第 50 条第 3 項並びに第 64 条第 5 項及び第 7 項において準用する場合を含む。）、第 32 条第 1 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 37 条第 3 項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 40 条の 3（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 40 条の 4（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 45 条（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 4 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 7（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 13 第 5 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 6 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 50 条の 14（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 52 条第 2 項（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 1 項から第 3 項まで（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）並びに第 62 条第 1 項から第 3 項まで（第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

表 1-5 社会福祉法人の事務の区分に関する規定

<p><b>○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）</b> （事務の区分）</p> <p>第 127 条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。</p> <p>別表 （第 127 条関係）</p>	
都道府県	第 31 条第 1 項及び第 4 項（第 43 条第 2 項、第 46 条第 4 項及び第 49 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 39 条の 3、第 43 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項（第 59 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 46 条第 1 項第 6 号、第 2 項及び第 3 項、第 46 条の 7、第 47 条の 3、第 49 条第 2 項、第 56 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項（第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 57 条、第 58 条第 2 項、第 59 条第 1 項、第 114 条並びに第 121 条
市	第 31 条第 1 項、第 39 条の 3、第 43 条第 1 項及び第 3 項、第 46 条第 1 項第 6 号、第 2 項及び第 3 項、第 46 条の 7、第 47 条の 3、第 49 条第 2 項、第 56 条第 1 項から第 4 項まで及び第 5 項（第 58 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 57 条、第 58 条第 2 項、第 59 条第 1 項、第 114 条並びに第 121 条
町村	第 58 条第 2 項及び同条第 4 項において準用する第 56 条第 5 項

表 1-6 第一号法定受託事務に関する規定

<p><b>○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）</b> 第 2 条 地方公共団体は、法人とする。</p> <p>②～⑧ （略）</p> <p>⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。</p> <p>一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）</p> <p>二 （略）</p> <p>⑩～⑰ （略）</p>
---

表 1-7 医療法人及び社会福祉法人に係る事務・権限の移譲等に関する見直し方針について

<p><b>○ 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）</b></p> <p>1 基本的な考え方 （略）</p> <p>2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>（10）医療法（昭 23 法 205）</p>
---

(i) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・医療法人（2以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。）のうち、社会医療法人の認定（68条の2第1項において準用する42条の2第1項及び2項）
- ・医療法人の設立認可等（68条の2第1項において準用する44条1項及び3項並びに45条）
- ・医療法人の理事等に係る認可等（68条の2第1項において準用する46条の2第1項ただし書、46条の3第1項ただし書及び2項、46条の4第5項、6項及び7項4号並びに47条1項ただし書）
- ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可及び届出（68条の2第1項において準用する50条1項から3項）
- ・医療法人の事業報告書の届出等（68条の2第1項において準用する52条）
- ・医療法人の解散及び合併の認可等（68条の2第1項において準用する55条6項、7項（57条5項において準用する場合を含む。）及び8項、56条の6、56条の11、56条の12第3項及び4項、57条4項並びに58条）
- ・医療法人に対する報告徴収及び立入検査（68条の2第1項において準用する63条1項）
- ・医療法人に対する措置命令、業務停止命令及び役員解任勧告（68条の2第1項において準用する64条）
- ・医療法人のうち社会医療法人の認定取消し及び業務停止命令（68条の2第1項において準用する64条の2）
- ・医療法人の設立認可の取消し（68条の2第1項において準用する65条及び66条）
- ・医療法人に対する弁明の機会の付与（68条の2第1項において準用する67条1項及び3項）
- ・医療法人台帳の記載等（施行令5条の11）
- ・社会医療法人に係る認定（施行令5条の15において準用する施行令5条の5）
- ・医療法人の登記及び役員変更の届出（施行令5条の15において準用する施行令5条の12及び5条の13）
- ・医療法人の書類等の保存（施行令5条の15において準用する施行令5条の14）

(ii) (略)

(11) ~ (13) (略)

(14) 社会福祉法（昭26法45）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定（19条1項2号）
- ・社会福祉法人（法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。）の定款の申請及び認可（31条1項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39条の3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39条の4）

- ・社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告（40条3号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出（43条1項及び3項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出（46条2項及び3項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出（46条の7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出（47条の3）
- ・社会福祉法人の合併の認可（49条2項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56条2項から5項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出（59条1項）

(15) ～ (45) (略)

以上の事項のうち、2以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し (略)

4 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5 一括法案等の提出

上記2及び3の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。

(別紙) 移譲後の措置

【厚生労働省】

(2) ～ (9) (略)

(10) 医療法（昭23法205）

条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の並行権限
〈42の2①②〉	医療法人（2以上の都道府県の区域において病院等を開設する法人に限る。以下同じ。）のうち、社会医療法人の認定 ※68の2①において準用	自治事務		
〈44①③、45〉	医療法人の設立認可等 ※68の2①において準用	自治事務		

〈46の2① ただし書、46 の3①た だし書②、46の 4⑤⑥⑦IV、 47①た だし 書〉	医療法人の理事等に係る認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
〈50①～③〉	医療法人の定款又は寄附行為の変 更の認可及び届出 ※68の2①において準用	自治事務		
〈52〉	医療法人の事業報告書の届出等 ※68の2①において準用	自治事務		
〈55⑥⑦ (57 ⑤)において 準用する場 合を含む。) ⑧、56の6、 56の11、56の 12③④、57 ④、58〉	医療法人の解散及び合併の認可等 ※68の2①において準用	自治事務		
〈63①〉	医療法人に対する報告徴収及び立 入検査※68の2①において準用	自治事務		
〈64〉	医療法人に対する措置命令、業務 停止命令及び役員解任勧告 ※68の2①において準用	自治事務		
〈64の2〉	医療法人のうち社会医療法人の認 定取消し及び業務停止命令 ※68の2①において準用	自治事務		
〈65、66〉	医療法人の設立認可の取消し ※68の2①において準用	自治事務		
〈67①③〉	医療法人に対する弁明の機会の付 与 ※68の2①において準用	自治事務		
令5の11	医療法人台帳の記載等	自治事務		
〈令5の5〉	社会医療法人に係る認定 ※令5の15において準用	自治事務		
〈令5の12、 令5の13〉	医療法人の登記及び役員変更の届 出	自治事務		

	※令5の15において準用			
〈令5の14〉	医療法人の書類等の保存 ※令5の15において準用	自治事務		
(11) ~ (13) (略)				
(14) 社会福祉法 (昭26法45)				
条項	事務・権限	移譲後の措置		
		事務の区分	個別法に規定する国の関与	大臣の 並行権限
19①Ⅱ	社会福祉主事に係る養成機関又は講習会の指定	自治事務		
31①	社会福祉法人(法人の行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる法人であって地方厚生局の所管に係るものに限る。以下同じ。)の定款の申請及び認可	法定受託事務		
39の3	社会福祉法人の仮理事の選任	法定受託事務		
39の4	社会福祉法人の特別代理人の選任	法定受託事務		
40Ⅲ	社会福祉法人の監査結果に不整の点がある場合であって、評議員会のないときの報告	法定受託事務		
43①③	社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出	法定受託事務		
46②③	社会福祉法人の解散の認可及び届出	法定受託事務		
46の7	社会福祉法人の清算人の届出	法定受託事務		
47の3	社会福祉法人の清算終了の届出	法定受託事務		
49②	社会福祉法人の合併の認可	法定受託事務		
56②～ ⑤	社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等	法定受託事務		
57	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止	法定受託事務		
59①	社会福祉法人の事業概要の届出	法定受託事務		
(15) ~ (42) (略)				

(注) 下線は当省が付した。

表 1-8 厚生年金基金制度の見直しに係る法律の概要

**○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）の概要（抄）**

1. 厚生年金基金制度の見直し

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

(注) 「厚生年金基金制度改正の施行に向けた検討内容」(平成 25 年 10 月第 1 回社会保障審議会企業年金部会資料)より抜粋した。

表 1-9 学校法人制度の関連規定

**○ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）**

第 3 条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第 4 条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第 2 号及び第 4 号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第 1 号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第 2 号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人
- 五 第 1 号に掲げる私立学校と第 2 号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

(資産)

第 25 条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 (略)

(申請)

第 30 条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期

課程を含む。)に広域の通信制の課程(学校教育法第54条第3項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)

四 事務所の所在地

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 評議員会及び評議員に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

十 解散に関する規定

十一 寄附行為の変更に関する規定

十二 公告の方法

2・3 (略)

(認可)

第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 (略)

(寄附行為変更の認可等)

第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 (略)

## ○ 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)

(所轄庁の権限)

第12条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-10 医療法人制度の関連規定

○ **医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）**

第 39 条 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。

2 前項の規定による法人は、医療法人と称する。

第 41 条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

第 44 条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 その開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理しようとする公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を含む。）の名称及び開設場所

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員に関する規定

七 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定

八 財団たる医療法人にあつては、評議員会及び評議員に関する規定

九 解散に関する規定

十 定款又は寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

3～5 （略）

6 この節に定めるもののほか、医療法人の設立認可の申請に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 45 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第 41 条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

第 50 条 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第 45 条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3 医療法人は、第 1 項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたと

きは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 (略)

第 63 条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

2 (略)

第 64 条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-11 社会福祉法人制度の関連規定

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

(定義)

第 22 条 この法律において、「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(経営の原則)

第 24 条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(要件)

第 25 条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(申請)

第 31 条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 社会福祉事業の種類

四 事務所の所在地

五 役員に関する事項

六 会議に関する事項

七 資産に関する事項

八 会計に関する事項

九 評議員会を置く場合には、これに関する事項

十 公益事業を行う場合には、その種類

十一 収益事業を行う場合には、その種類

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2・3 (略)

4 前条第2項の社会福祉法人に係る第1項の規定による認可の申請は、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

(認可)

第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(一般的監督)

第56条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3～7 (略)

(助成及び監督)

第58条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手續に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び地方自治法第237条第2項の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-12 健康保険組合制度の関連規定

○ **健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）**

（組織）

第 8 条 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する。

（法人格）

第 9 条 健康保険組合は、法人とする。

2 (略)

（設立）

第 11 条 1 又は 2 以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該 1 又は 2 以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

2 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める数以上でなければならない。

第 12 条 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の 2 分の 1 以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 2 以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

（規約）

第 16 条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
- 四 組合会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 組合員に関する事項
- 七 保険料に関する事項
- 八 準備金その他の財産の管理に関する事項
- 九 公告に関する事項
- 十 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

2・3 (略)

（報告の徴収等）

第 7 条の 38 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2～3 (略)

(監督)

第7条の39 厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は協会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2～3 (略)

(報告の徴収等)

第29条 第7条の38及び第7条の39の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第1項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第29条第1項において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるものとする。

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表1-13 厚生年金基金制度の関連規定

○ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（抄）

(基金の目的)

第106条 厚生年金基金（以下「基金」という。）は、加入員の老齢について給付を行ない、もつて加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第107条 基金は、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する。

(法人格)

第108条 基金は、法人とする。

2 (略)

(設立)

第110条 1又は2以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該1又は2以上の適用事業所について、基金を設立することができる。

2 (略)

第111条 適用事業所の事業主は、基金を設立しようとするときは、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得て、規約をつくり、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(規約)

第115条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

- 二 事務所の所在地
- 三 基金の設立に係る適用事業所の名称及び所在地（船舶の場合にあつては、船舶所有者の名称及び所在地）
- 四 代議員及び代議員会に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 加入員に関する事項
- 七 標準給与に関する事項
- 八 年金たる給付及び一時金たる給付に関する事項
- 九 年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する契約に関する事項
- 十 掛金及びその負担区分に関する事項
- 十一 事業年度その他財務に関する事項
- 十二 解散及び清算に関する事項
- 十三 業務の委託に関する事項
- 十四 公告に関する事項
- 十五 その他組織及び業務に関する重要事項

2～4 (略)

(報告の徴収等)

第 178 条 厚生労働大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 (略)

(基金等に対する監督)

第 179 条 厚生労働大臣は、第 178 条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠つてしていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3～6 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-14 国民年金基金制度の関連規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抄）

(国民年金制度の目的)

第 1 条 国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健

全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(基金の給付)

第 115 条 国民年金基金（以下「基金」という。）は、第 1 条の目的を達成するため、加入員の老齢に関して必要な給付を行なうものとする。

(種類)

第 115 条の 2 基金は、地域型国民年金基金（以下「地域型基金」という。）及び職能型国民年金基金（以下「職能型基金」という。）とする。

(組織)

第 116 条 地域型基金は、第 1 号被保険者（第 89 条、第 90 条第 1 項又は第 90 条の 3 第 1 項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第 127 条第 1 項において同じ。）であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2 職能型基金は、第 1 号被保険者であつて、基金の地区内において同種の事業又は業務に従事する者をもつて組織する。

3 (略)

(法人格)

第 117 条 基金は、法人とする。

2 (略)

(地区)

第 118 条の 2 基金の地区は、地域型基金にあつては、一の都道府県の区域の全部とし、職能型基金にあつては、全国とする。

2 地域型基金は、都道府県につき一個とし、職能型基金は、同種の事業又は業務につき全国を通じて一個とする。

(設立委員等)

第 119 条 (略)

2・3 (略)

4 地域型基金は、1,000 人以上の加入員がなければ設立することができない。

5 職能型基金は、3,000 人以上の加入員がなければ設立することができない。

(設立の認可)

第 119 条の 3 設立委員等は、創立総会の終了後遅滞なく、規約その他必要な事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(規約)

第 120 条 基金は、規約をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 地区

四 代議員及び代議員会に関する事項

五 役員に関する事項

- 六 加入員に関する事項
- 七 年金及び一時金に関する事項
- 八 掛金に関する事項
- 九 資産の管理その他財務に関する事項
- 十 解散及び清算に関する事項
- 十一 業務の委託に関する事項
- 十二 公告に関する事項
- 十三 その他組織及び業務に関する重要事項

2 (略)

3 前2項の規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

(報告の徴収等)

第141条 厚生労働大臣は、基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2～3 (略)

(基金等に対する監督)

第142条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行若しくは解散した基金若しくは連合会の清算事務(以下「基金等の事業の執行」という。)が法令、規約若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、基金等の事業の執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員若しくは解散した基金若しくは連合会の清算人が基金等の事業の執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会若しくはこれらの役員又は解散した基金若しくは連合会若しくはこれらの清算人に対し、基金等の事業の執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、基金又は連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金又は連合会に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3～5 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表1-15 確定給付企業年金制度における企業年金基金の関連規定

○ 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高

齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「確定給付企業年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章から第11章までの規定に基づいて実施する年金制度をいう。

2・3 (略)

4 この法律において「企業年金基金」とは、前条の目的を達成するため、確定給付企業年金の加入者（以下「加入者」という。）に必要な給付を行うことを目的として、次章の規定に基づき設立された社団をいう。

(確定給付企業年金の実施)

第3条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約（以下「規約」という。）を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

- 一 当該規約について厚生労働大臣の承認を受けること。
- 二 企業年金基金（以下「基金」という。）の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。

2・3 (略)

(規約で定める事項)

第4条 前条第1項第1号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 (略)
- 二 実施事業所の名称及び所在地（厚生年金保険法第6条第1項第3号に規定する船舶（以下「船舶」という。）の場合にあっては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地）
- 三 (略)
- 四 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格に関する事項
- 五 確定給付企業年金の給付（以下「給付」という。）の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法（給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の支給期間及び支払期月に関する事項を含む。）に関する事項
- 六 掛金の拠出に関する事項（加入者が掛金を負担する場合にあっては、当該負担に関する事項を含む。）
- 七 事業年度その他財務に関する事項

八・九 (略)

(組織)

第8条 基金は、実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織する。

(法人格)

第9条 基金は、法人とする。

2 (略)

(基金の規約で定める事項)

第11条 第3条第1項第2号の基金の設立の認可を受けようとするときは、規約において、第4条第2号及び第4号から第7号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 代議員及び代議員会に関する事項
- 四 役員に関する事項
- 五 解散及び清算に関する事項
- 六 公告に関する事項
- 七 その他政令で定める事項

(基金の規約の変更等)

第16条 基金は、規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2・3 (略)

(報告の徴収等)

第101条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等に対し、確定給付企業年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 (略)

(事業主等に対する監督)

第102条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主等の確定給付企業年金に係る事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、事業主等の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は事業主若しくは基金の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、事業主又は基金若しくはその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、規約型企業年金又は基金の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、期間を定めて、当該規約型企業年金に係る事業主又は基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3～6 (略)

(厚生年金基金から基金への移行)

第112条 厚生年金基金は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けて、基金となることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、厚生年金基金は、基金の規約を作り、その他基金の設立に必要な行為(第3条第1項第2号の規定による認可の申請を除く。)をしなければならない

ない。

3～7 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-16 広域臨海環境整備センター制度の関連規定

○ 広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）（抄）

(目的)

第 1 条 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

(法人格)

第 3 条 広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

(定款記載事項)

第 6 条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 広域処理対象区域及び広域処理場整備対象港湾
- 四 事務所の所在地
- 五 資本金、出資及び資産に関する事項
- 六 管理委員会の委員の定数、任期、選任、解任その他の管理委員会に関する事項
- 七 役員の定数、任期、選任、解任その他の役員に関する事項
- 八 業務及びその執行に関する事項
- 九 財務及び会計に関する事項
- 十 定款の変更に関する事項
- 十一 解散に関する事項
- 十二 公告の方法

2 センターの定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(設立の認可)

第 10 条 發起人は、前条第 2 項の規定による募集が終わつたときは、定款等を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(基本計画)

第 20 条 (略)

2 (略)

3 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするとき（主務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。第七項において同じ。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。

4～7 (略)

(報告及び検査)

第33条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(監督命令)

第34条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(主務大臣等)

第36条 この法律において、主務大臣は環境大臣及び国土交通大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

(注) 下線は当省が付した。

表1-17 行政手続法における審査基準等に関する規定

○ **行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）**

第1章 総則

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する法人に対する処分であつて、当該法人の監督に関する法律の特別の規定に基づいてされるもの（当該法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又は当該法人の役員若しくは当該法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第3章の規定は、適用しない。

一 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

二 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人

3・4 (略)

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

○ **行政手続法施行令（平成6年政令第265号）（抄）**

(申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人)

第1条 行政手続法（以下「法」という。）第4条第2項第2号の政令で定める法人は、(中略)、

健康保険組合、(中略)、広域臨海環境整備センター、厚生年金基金、(中略)、国民年金基金、(中略)とする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-18 学校法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）（抄）**

(役員)

第 35 条 学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上を置かなければならない。

2 (略)

(理事会)

第 36 条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3～5 (略)

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員職務)

第 37 条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 47 条 学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第 37 条第 3 項第 3 号の監査報告書（第 66 条第 4 号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第 66 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、

20万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

五～八 (略)

#### ○ 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（抄）

（書類の作成等）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

（注） 下線は当省が付した。

表1-19 医療法人における役員の数や財務諸表等の備置き等に関する規定

#### ○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第46条の2 医療法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。ただし、理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くをもつて足りる。

2～3 (略)

第46条の4 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

2 (略)

3 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。

4～6 (略)

7 監事の職務は、次のとおりとする。

一 医療法人の業務を監査すること。

二 医療法人の財産の状況を監査すること。

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。

四 第1号又は第2号の規定による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを都道府県知事又は社員総会若しくは評議員会に報告すること。

五 社団たる医療法人の監事にあつては、前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

六 財団たる医療法人の監事にあつては、第四号の報告をするために必要があるときは、理

事長に対して評議員会の招集を請求すること。

七 医療法人の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

第 51 条の 2 医療法人（社会医療法人を除く。）は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

一 事業報告書等

二 第 46 条の 4 第 7 項第 3 号の監査報告書（以下「監事の監査報告書」という。）

三 定款又は寄附行為

2 （略）

第 52 条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 （略）

第 76 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを 20 万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 （略）

三 第 50 条第 3 項又は第 52 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第 51 条の 2 の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。

五～十 （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 1-20 社会福祉法人における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）**

（役員の定数、任期、選任及び欠格）

第 36 条 社会福祉法人には、役員として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置かなければならない。

2～4 （略）

（理事の代表権）

第 38 条 理事は、すべて社会福祉法人の業務について、社会福祉法人を代表する。ただし、定款をもつて、その代表権を制限することができる。

（業務の決定）

第 39 条 社会福祉法人の業務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

（監事の職務）

第 40 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
- 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、所轄庁）に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（会計）

第 44 条 （略）

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。

3 （略）

4 社会福祉法人は、第 2 項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（所轄庁への届出）

第 59 条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。

2 （略）

第 133 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処する。

一～三 （略）

四 第 44 条第 4 項の規定による同条第 2 項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五・六 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表 1-21 健康保険組合における役員の数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）**

（役員）

第 21 条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

3 （略）

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。

(役員職務)

第 22 条 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。

4 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

### ○ 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）（抄）

(報告書の提出)

第 24 条 健康保険組合は、毎年度終了後 6 月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 健康保険組合は、前項の書類を健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

3 組合員及び組合員であった者は、健康保険組合に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、健康保険組合は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-22 厚生年金基金における役員の数や財務諸表等の備置き等に関する規定

### ○ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）（抄）

(役員)

第 119 条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3 (略)

4 監事は、代議員会において、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

5～7 (略)

(役員職務)

第 120 条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

- 4 監事は、基金の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

**○ 厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）**

（決算）

第 39 条 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後 6 月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 基金は、前項の書類を基金の主たる事務所に備えつけて置かなければならない。
- 3 加入員及び加入員であつた者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（注） 下線は当省が付した。

表 1-23 国民年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

**○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抄）**

（役員）

第 124 条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2～4 （略）

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

6～9 （略）

（役員職務）

第 125 条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、年金及び一時金に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

**○ 国民年金基金令（平成 2 年政令第 304 号）（抄）**

（決算）

第 28 条 基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後 6 月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見を付けて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 基金は、前項の書類を基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。
- 3 加入員及び加入員であった者は、基金に対し、第1項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(注) 下線は当省が付した。

表1-24 企業年金基金における役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）（抄）**

（役員）

第21条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。
- 3 （略）
- 4 監事は、代議員会において、事業主において選定した代議員及び加入者において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。
- 5 （略）

（役員の職務）

第22条 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、事業主において選定した代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。
- 4 監事は、基金の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

（報告書の提出）

第100条 事業主等は、毎事業年度終了後4月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 事業主等は、前項の書類を確定給付企業年金の実施事業所又は基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。
- 3 加入者等は、事業主等に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主等は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(注) 下線は当省が付した。

表1-25 広域臨海環境整備センターにおける役員の定数や財務諸表等の備置き等に関する規定

○ **広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）（抄）**

（役員の職務及び権限等）

第18条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、委員会又は主務大臣に意見を提出することができる。

6・7 (略)

(財務諸表等)

第24条 センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度終了後三月以内に主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表等を提出するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。